

関税関係

輸入品に課される関税

1はじめに

輸入大国日本では貨物等を輸入しようとするときには、原則として関税、内国消費税及び地方消費税が課税される。これらは国内産業の保護の名目で価格の不平等を是正するためでもある。そこで関税について検証してみたい。

2 貨物等の輸入通関の手続き

輸入者が貨物等を輸入した場合、税關に対して輸入申告が必要で、外国から到着した貨物は外国貨物を保税地域に搬入した後、必要な書類を添付して輸入（納税）申告書を税關に提出し輸入申告を行う。輸入貨物には関税・消費税等が課税されるため、輸入申告と同時に納税申告を行うことになる。輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を利用し、システム上での電子申告手続きが広く活用されている。電子申告は、通関業者の専用システムからNACCSへアクセスして行う必要があり、このため一般の輸入者が電子申告をする場合は、通関業者に申告手続きを依頼することになる。

申告書類は税關の審査を受け、税關が必要と判断した場合、現物検査が行われる。

輸入者が関税・消費税等の税額を納付すると、税關から輸入許可書が交付され、NACCSによる申告の場合には、輸入許可書が通関業者の端末に送付される。通関業者はこれを印刷し荷

主に回付する。

輸入許可を正式に受けたものであることを示す文書が「輸入許可通知書」である。輸入申告は、貨物を輸入しようとする者が行うことになっているが、税關の許可を受けた通関業者と呼ばれる代行会社に輸入手続を依頼することもできる。

輸入通関手続は、カタログ通信販売等により個人輸入する場合も必要となる。

3 関税の計算と税額

関税の計算方法や関税率は細かくかつ複雑になっているが、物の種類、輸入元の国、用途で決まる。個人所有目的かビジネス目的により、また輸入する数量によっても関税額が変わってくる。円安に伴う免税範囲の変更や公示レートの変更により関税率や無税範囲も変更される。関税は基本的には輸入者が品物を輸入する国に対して支払うものだが、貿易条件に応じて輸出者が支払うこともある。

4 課税価格の決定方法

原則的な方法にはその輸入貨物について現実に支払われるべき価格に次の費用を加える。

①運賃、保険料その他関連する費用②買い手により負担される手数料輸入貨物の容器及び包装に要する費用③買い手により直接間接に提供されたものの内材料、部分品、工具、鋳型、技術設計等の費用④特許権、意匠権、商標権などの対価で輸入取引をするために買い手より直接間接に支払われるもの⑤輸入貨

物の処分又は使用による収益で直接間接に売り手に帰属するもの

5 換算レート

外貨建て価額の円貨換算率は、輸入申告日のレートではなく、税關の公示レート（輸入申告日の週の前々週の為替相場の週間平均値）が適用される。

6 免 稅

課税価格が1万円以下の貨物の場合（個人輸入の場合16,666円まで）、関税、消費税および地方消費税は免除される。

アルコール飲料については、特恵税率の適用等により仮に関税率が0%であったとしても酒税と消費税は課税される。

7 おわりに

日本国内へ輸入される品目の水際対策を目的に、法令に基づき輸入の取り締まりを行う。輸入禁止品目や許認可を要する品目は、関税法、外国為替及び外國貿易法、その他の法令で規定されている。輸入者が輸入しようとするとき法令に基づいて許可・承認を受けている旨を税關に証明し、税關の確認を受けなければ輸入が許可されない。関税が課せられると、その分だけコストが増加し、関税をかけすぎると貿易が停滞してしまうため、適度なバランスを保って行うことが重要となる。

自給率の乏しい我が国においては物品の輸入は避けて通れない道もある。

〔右山研究グループ
税理士 辻 富世〕